

特許庁への出願手続などの 正確な手続時刻について



平成 23 年度特許制度運用協議委員会

委員長 中原 文彦, 副委員長 齋藤 美晴, 副委員長 鮫島 睦

要 約

代理人である弁理士にとって、特許出願などの手続時刻は、新規性・進歩性の喪失や手続の有効性などに影響を与えることから大きな関心事です。

現在、大多数の手続がオンラインで電子的に行われていますが、このオンライン電子手続は、いわゆる「特例法」第 3 条第 2 項（電子情報処理組織による特定手続）の規定により、その手続データが特許庁のサーバに記録されたときに到達したとみなされますから、手続時刻は特許庁のサーバに記録完了したときです。

そして、オンライン電子手続では、通信ログによって大まかな手続時刻を把握することが可能ですが、インターネット出願ソフトが正確な手続時刻を提供しているにも拘わらず、その手続時刻をどのように表示するのかを知っている会員は少ないと思われる。

そこで、オンライン電子手続において、正確な出願時刻などの手続時刻を知る方法を説明するとともに、その手続時刻データを外部へ出力する方法を示すこととします。

さらに、特許庁では、特許法第 186 条第 1 項（証明等の請求）の規定に基づき、特許出願だけは書面による出願時刻の証明を行っていることから、その請求方法に加えて、実用新案登録出願、意匠登録出願および商標登録出願についての今後の対応についても紹介します。

目次

1. 現行のインターネット出願ソフト
 - (1) 「通信履歴」の表示時刻は正確とは限らない
 - (2) 正確な手続時刻を知るには
 - (3) 手続時刻データの格納場所は
 - (4) 手続時刻データを外部へ出力するには
2. 受付廃止されたパソコン出願ソフト 3（旧資産）
 - (1) 正確な手続時刻を知るには
 - (2) 手続時刻データの格納場所は
 - (3) 手続時刻データを外部へ出力するには
3. 証明の請求
 - (1) 証明の対象
 - (2) 請求方法
 - (3) 証明書
4. その他（オンライン手続の利点）

1. 現行のインターネット出願ソフト

(1) 「通信履歴」の表示時刻は正確とは限らない

現行のインターネット出願ソフトおよび廃止されたパソコン出願ソフト 3 を含めて、その統合メイン画面にある「通信履歴」(図 1) は、必ずしも正確な手続時刻を示すものではありません。

「通信履歴」で表示される時刻は、出願ソフトを利用



図 1

するパソコンで設定された時刻データを取り込んで特許庁とのデータのやり取りを時系列的に記録・表示したものですから、パソコン毎に異なるのが一般的であり、正確でない場合が多くあります。ちなみに、そのパソコンの時刻設定を変更すれば、「通信履歴」で記録・表示される以降の時刻も変更されてしまいます。

但し、「通信履歴」は、特許庁とのデータのやり取りを当該パソコン側で記録した「通信ログ」ですから、後から手続データの授受を検証するために重要な記録データです。

(2) 正確な手続時刻を知るには

それでは、特許庁のサーバに記録完了した旨の時刻情報は、どのようにして知ることができるのでしょうか。

それは、統合メイン画面の「受理済」フォルダ内の接受データから、次の手順によって表示させることができます。

インターネット出願ソフトの統合メイン画面において、「受理済」フォルダ内の個々の接受書類を選択し(図2)、表示画面のメニュー中「書類(P)」のプルダウンメニューにある「送信結果(R)」を選択し(図3)、表示画面にある「受付時間」が特許庁のサーバへの記録完了時刻です(図4)。これが特許庁への正確な手続完了時刻と考えられます。

オンライン電子手続では、「特例法」の第3条第2項の規定により、手続データがすべて特許庁のサーバに記録されたときに到達したとみなされ、記録された旨の情報として送信結果の通知および受領書が特許庁から送信され、インターネット出願ソフト(パソコン出願ソフト3)の「受領書」フォルダに格納されるとともに「受理済」フォルダ内に反映されます。

しかも、インターネット出願ソフトでは、「電子証明書」の使用が必須であり、この「電子証明書」が付されることにより、受信データの「本人認証」および「改竄防止」を達成しています。

それら特許庁からの送信データには特許庁(国)の電子証明書が付されて送信されますから、「受理済」フォルダ内に表示される受信データ中の「受付時間」は、特許庁から送信された改竄されていないデータですし、それらの受信データは一般に開くことのできないファイルにあり、かなりの証明力があります。もっとも、手続時刻が問題となる場合、その認定は裁判所の個別の判断を待つことになります。

なお、インターネット出願ソフトを交付している独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)は、その「受付時間」がサーバに記録されたときであることを明確化するために、現行の「受付日」および「受付時間」の表示から「受理日」および「受理時刻」の表示へ変更する予定のようです。

(3) 手続時刻データの格納場所は

手続時刻データは、インターネット出願ソフトの環境設定の「フォルダ」タブ(図5)にある「ルートフォルダを作成する場所」で示された場所にあります。具体的には、「C:\¥JPODATA」配下で「ITAK.JPO」、「APPL.JP1」を経た例えば「利用者1」にある「ACCEPT.J04」内にあります(図6)。

なお、「利用者1」以外のフォルダに手続データを格

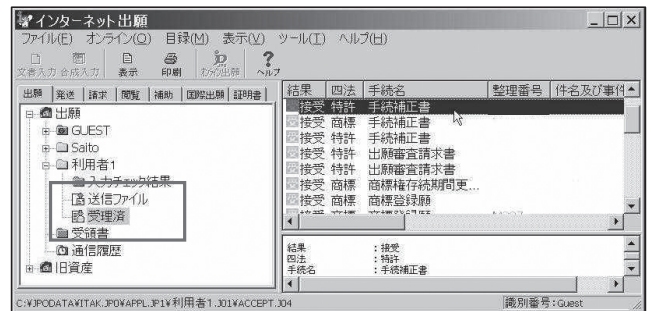


図2

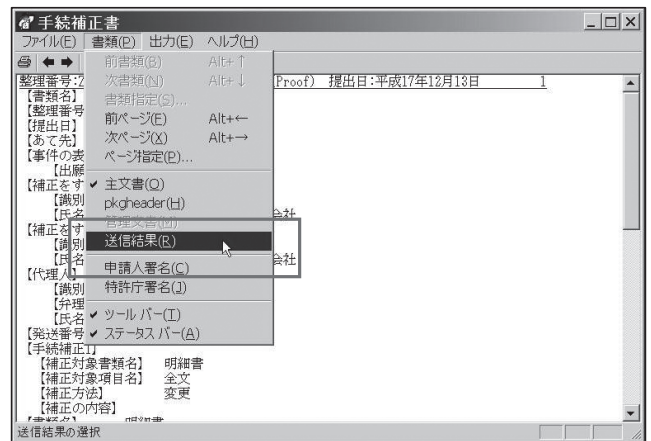


図3



図4

納した場合には、その配下の「ACCEPT.J04」内にあります。

(4) 手続時刻データを外部へ出力するには

目的とする手続に係る手続時刻を外部へ取り出した場合、「受理済」フォルダを開いて該当書類を選択し(図7)、ファイルメニューから「データ出力」を選択し(図8)、USBメモリなどの記憶媒体へ格納する手法が簡単です。

他のパソコンに移動したい場合には、所定の手続時刻データの格納されたUSBメモリなどを装着し、「受理済」フォルダを選択してファイルメニューから「データ入力」を選択すれば(図9)、移動先パソコンに取り込むことができます。

更に、別の手法としては、上述した図6にあるよう

に「C:\¥JPODATA」配下の「ITAK.JPO」を経た「ACCEPT.J04」フォルダ内から該当する日時や時刻とおぼしき「～.JWX」、「～.XML」ファイルをコピーすれば可能です。すべてのファイルは異なる名称が付されていますから、「ACCEPT.J04」フォルダ内の全ファイルをコピーしてもよいと思います。

他のパソコンに移動したい場合、それらを移動先パソコンの「ACCEPT.J04」フォルダ配下に格納すれば、移動先パソコンで見ることができます。別のパソコンで手続した過去の古い出願データなどを現行のパソコンで表示させる場合にも利用します。

時刻証明としてUSBメモリなどの記録媒体へ格納する場合も、上述した「データ出力」や、「C:\¥JPODATA」配下の「ITAK.JPO」を経た「ACCEPT.J04」フォルダ内から目的とする手続に係

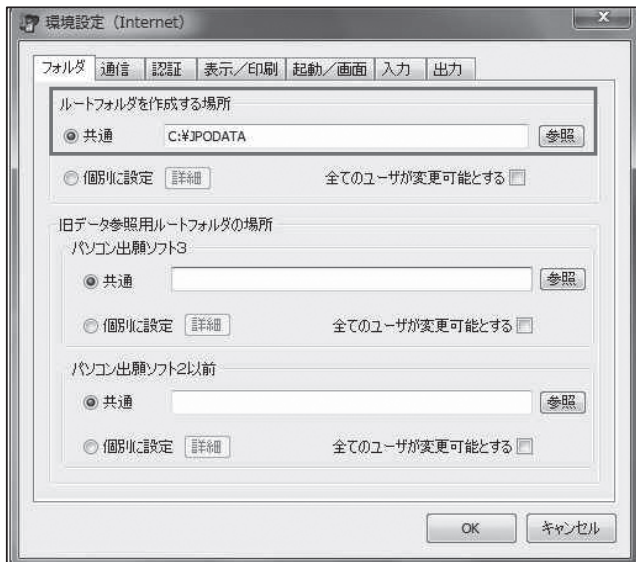


図5

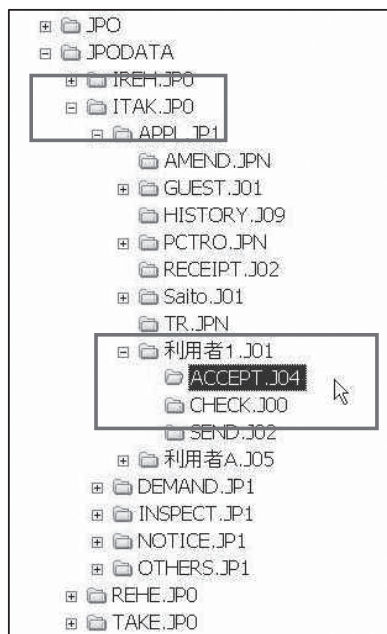


図6



図7

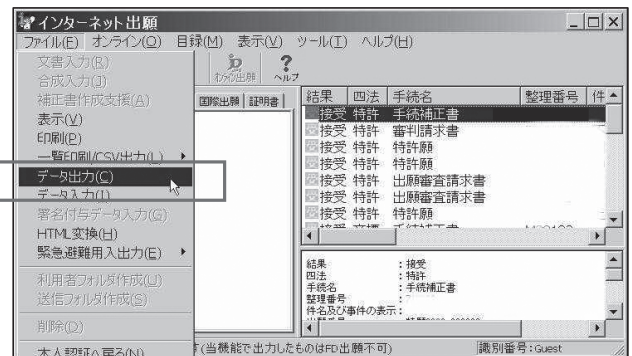


図8

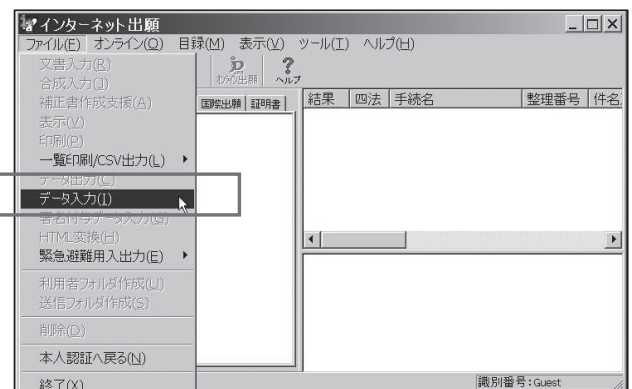


図9

るファイルをコピーすればよいことになります。

2. 受付廃止されたパソコン出願ソフト3 (旧資産)

(1) 正確な手続時刻を知るには

パソコン出願ソフト3もオンライン電子手続が正常に終了したとき、特許庁から受信した接受データ内に「受付時間」がありますから、インターネット出願ソフトと同じパソコンにパソコン出願ソフト3で手続したデータが残っていれば、インターネット出願ソフトの統合メイン画面にある「旧資産」フォルダを選択してそれを見ることができます。

すなわち、「旧資産」配下にある「受理済」フォルダ内の接受書類を選択して表示させ (図 10), 「書類

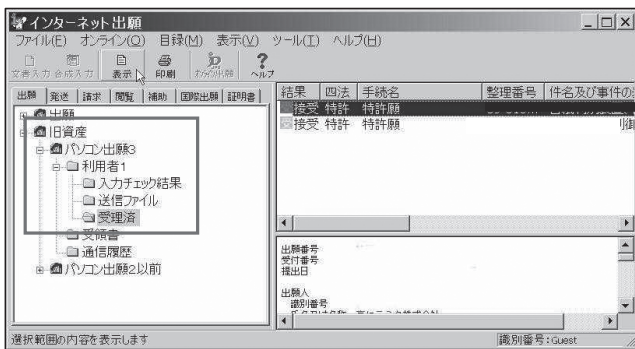


図 10

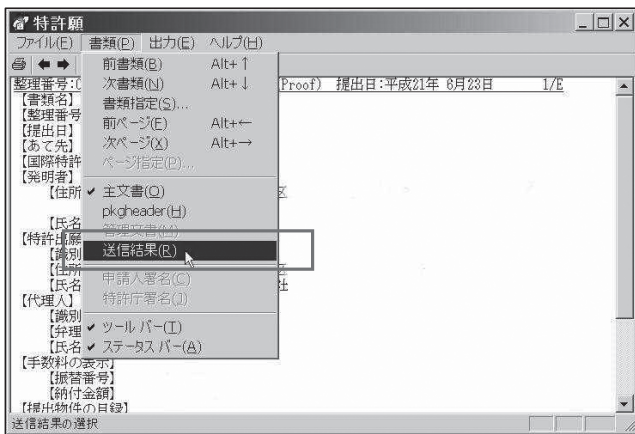


図 11

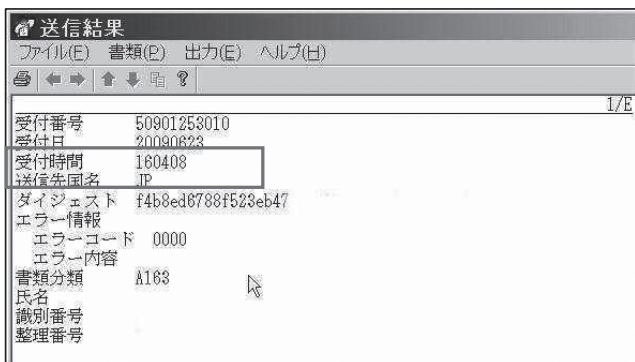


図 12

(P)」のプルダウンメニューにある「送信結果 (R)」を選択すれば (図 11), 「受付時間」が表示されます (図 12)。これが特許庁への正確な手続時刻と考えられます。

パソコン出願ソフト3での手続は、インターネット出願ソフトと異なり「電子証明書」を使用しませんが、ISDN 回線を用いた1対1の閉じられた通信回線でしたから、「受付時間」は途中で改竄されず証明力があると考えられます。

(2) 手続時刻データの格納場所は

「受付時間」データは、実際には以下の格納場所にあります (図 13)。すなわち、手続時刻データは、「C:¥JPODATA」配下の「TAKE.JPO」を経た例えば「利用者1」内の「ACCEPT.J04」にあります。

パソコン出願ソフト3は現在交付されていませんし、受付も廃止されていますので、原則、インターネット出願ソフトで見ることになります。

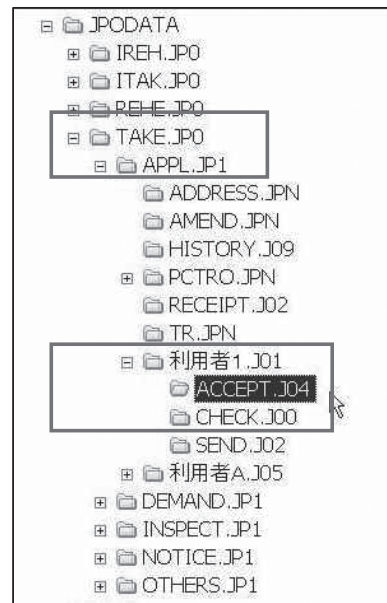


図 13

(3) 手続時刻データを外部へ出力するには

目的とする手続に係る手続時刻データを外部へ取り出したい場合、インターネット出願ソフトと同様に、「旧資産」配下の「受理済」フォルダを開いて該当書類を選択し、ファイルメニューから「データ出力」を選択し、USB メモリなどの記憶媒体へ格納する手法が簡単です。もっとも、パソコン出願ソフト3の出力データは、パソコン出願ソフト3へ「データ入力」ができて、インターネット出願ソフトへの「データ入力」はできませんので注意が必要です。

そこで、上述した「データ出力」によって出力した

ファイルや、「¥JPODATA」配下の「TAKE.JPO」を経た「ACCEPT.J04」フォルダ内から該当する日時や時刻とおぼしき「～.JPC」、「～.XML」、「～.JPG」ファイルをコピーしてUSBメモリなどに格納し、移動先パソコンの「TAKE.JPO」を経た「ACCEPT.J04」フォルダ配下に格納すれば、移動先パソコンで見ることができます。

手続時刻データを外部へ資料として出力させる場合も同様です。

移動先のパソコン中に一度もパソコン出願ソフト3をインストールしたことがない場合、上述したインターネット出願ソフトの環境設定の「フォルダ」タブ(図5)にある「旧データ参照用ルートフォルダの場所」のボックス内に「C:¥JPODATA」と入力した後、データを格納すれば、インターネット出願ソフト上で旧資産として表示させることができます。

3. 証明の請求

(1) 証明の対象

特許法第186条第1項(証明等の請求)の規定に基づく出願時刻証明の請求は、依頼人の希望や何らかの理由からなされることが予想されます。

この出願時刻証明の請求は、平成24年4月現在、オンライン特許出願だけで認められており、実用新案登録出願、意匠登録出願および商標登録出願では認められておりません。

その理由は、2003年以降のオンラインによる特許出願(XML形式データ)では出願時刻の管理情報を記録・保存できる庁内システムになっており、意匠登録出願および商標登録出願(SGML形式データ)では出願時刻の管理情報を記録・保存できる設計となっていないためとのことです。

そのため、意匠登録出願および商標登録出願についての出願時刻証明の請求は、特許庁のシステム変更(最適化計画)の完成まで待たされるようです。

なお、実用新案登録出願は、特許出願と同様にXML形式データで庁内に保存されており、当特許制度運用協議委員会からの要望により、近く、特許出願と同様に、出願時刻証明の請求が可能になるようです。

(2) 請求方法

証明の請求方法は、例えばインターネット出願用の「ひな型」中の「証明請求書(書類証明用)」(図14)を用い、オンライン電子手続又は紙書面手続によって行

います。交付も手交および郵送に対応しています。

証明請求書の記載で重要な点は、平成17年度前期対庁協議に関する報告書にあるように、証明請求書中の【証明に係る書類名】の欄の記載「全部」を「特許出願・出願受付情報」と記載することです。

(3) 証明書

証明の請求を行うと、交付された証明書中の例えば第2頁目に「出願日時」が表示された「出願受付情報」が添付されます(図15)。

4. その他(オンライン手続の利点)

インターネット出願ソフトによるオンライン電子手続では、代理人弁理士側で正確な手続時刻の取得・保存が可能で、後日の訴訟などにおいて、上述した手法で証拠資料として提出したり、相手方に対する提出要求が可能であると思われます。

他方、郵送による手続では、「引受時刻証明」を依頼しない限り、書留郵便であっても、例えば12時～18時といった一定の幅をもった受付時刻表示となることから、13時半ごろ郵便窓口に提出したと仮定しても、同日18時に特許庁へ到達したとみなされる可能性が

【書類名】	証明請求書
【あて先】	特許庁長官殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願0000-000000
【請求人】	
【識別番号】	000000000
【氏名又は名称】	特許 太郎
【電話番号】	00-0000-0000
【連絡先】	担当 国際 太郎
【証明に係る事項】	
証明に係る書類名に記録した事項について相違ないことを証明してください。	
【証明に係る書類名】	全部
【交付方法】	郵送
【請求部数】	1
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	000000
【納付金額】	1100

図14

ページ: 1

出 願 受 付 情 報

出 願 番 号 : 特 願 2011-21 []

出 願 日 時 : 2011年 9月29日 13時54分

出 願 人 : [] 株式会社

図15

あり、正確な時刻は把握されていないように思われます。特許庁窓口での手続についても同様のようです。

さらに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」のような災害が発生して緊急避難手続を郵送で行っても、「引受時刻証明」を依頼しない限り、同様に正確な時刻は把握されていないように思われます。

そのため、代理人弁理士としては、正確な手続時刻を確保する観点から、緊急時も含めて、可能な限りオンライン電子手続をお勧めします。

なお、オンライン電子手続の災害時などへの備えについては、当特許制度運用協議委員会から「特許」平成 23 年 6 月号第 39～45 頁にて「災害へのイン

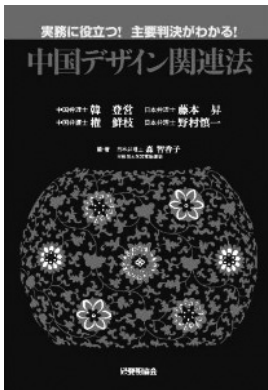
ターネット出願の対応」と題した紹介記事を掲載しましたのでご参照ください。

「参考文献」

1. (独) 工業所有権情報・研修館「インターネット出願ソフト (i180 版)」の「操作マニュアル」(平成 23 年 12 月)
2. 日本弁理士会「特許」(平成 23 年 6 月号)
3. 「インターネット出願第 2 版」(平成 21 年 5 月 (社) 発明協会発行)

(原稿受領 2012. 4. 11)

書籍紹介



単行本：418 ページ
 出版社：発明協会 (2012/2/25)
 言語：日本語
 ISBN-10：4827111634
 ISBN-13：978-4827111637
 発売日：2012/2/25

「実務に役立つ！ 主要判決がわかる！ 中国デザイン関連法」

森智香子 (編著) (著), 韓登堂 (著), 藤本昇 (著), 権鮮枝 (著), 野村慎一 (著)

中国における知的財産戦略を立案する上では、発明と並び意匠の保護が非常に重要となっています。中国では、米国と同様に、意匠は専利法により保護されています。しかし、中国専利法の規定を知るだけでは、中国で起こりうる様々な事象に対処し、意匠を多角的に保護することはできません。特に、意匠権の取得がビジネスの展開に間に合わなかった場合には、著作権法や不正競争防止法による対応も考慮しなければならないのです。

本書はかかる状況にも迅速に対応できるように、専利法のみならず著作権法、不正競争防止法、商標法についても解説されています。専利法については、図表を用いて、出願手続や重要判決・審決事例の解説が行われているため、非常に理解が容易です。更に、中国意匠のいわゆる「無審査制度」については、表を用いて初歩審査の対象の範囲が明確にされ、図面の補正が許容される限界についても、図を用いた丁寧な解説がされています。

ほぼ全編に亘って挿入された「一口メモ」は豊富な経験に裏打ちされたもので、既に中国意匠出願を扱っている実務家にとっても、参考になると思われます。中国意匠に関心のある方全てにお薦めしたい良書です。

(会誌編集部 中村 恵子)